

学校法人中越学園役員等の報酬及び退職金規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人中越学園（以下「本学園」という。）の理事長、理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬及び退職金に関する事項を定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 本学園の理事長の報酬は、月額30万円及び期末手当、その他手当とする。但し、本学園の常勤教職員が兼務する場合は、月額10万円及び期末手当とする。

2 本学園の理事の報酬は、年額5万円とする。

3 本学園の監事の報酬は、年額20万円とする。

4 前1項のその他手当は、長岡大学職員の諸手当支給基準に準じる。

（評議員の報酬）

第3条 本学園の評議員の報酬は、年額3万円とする。

（支給の時期）

第4条 第2条第1項の報酬支給時期は、本学園に勤務する教職員の給与支給日とする。

2 第2条第2項及び第3項の報酬支給時期は、本学園会計年度末とする。

3 前条の報酬支給時期は、本学園会計年度末とする。

（役員退職金）

第5条 役員退職金については、支給しない。

（評議員退職金）

第6条 評議員退職金については、支給しない。

（役員費用）

第7条 役員が職務のため出張した場合は、長岡大学旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たり旅費以外の費用を要する場合は、長岡大学の関係諸規程に基づき、当該費用を支給する。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、「学校法人中越学園役員報酬規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和３年５月２８日から施行し、改正後の第２条の規定は令和３年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年６月１日から施行する。